

「再生医療等提供計画」の 提出期限が迫っています！



- 再生医療（※）の迅速かつ安全な提供を促進するため、平成26年11月25日より「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」が施行されました。
（※）再生医療とは、細胞加工物（人や動物の細胞に培養その他の加工を施したもの）を用いて疾病の治療や機能の再建等を行うもの。例えば、多血小板血漿療法その他類似の技術、リンパ球等を用いた免疫細胞治療等にも本法が適用されます。臨床研究としてだけでなく、自由診療で行われるものも同様です。
- 再生医療等を提供しようとする医療機関は、あらかじめ「再生医療等提供計画」を作成し、「認定再生医療等委員会」での審査を受けた上で、「再生医療等提供計画」を地方厚生局に提出する必要があります。

ご注意！

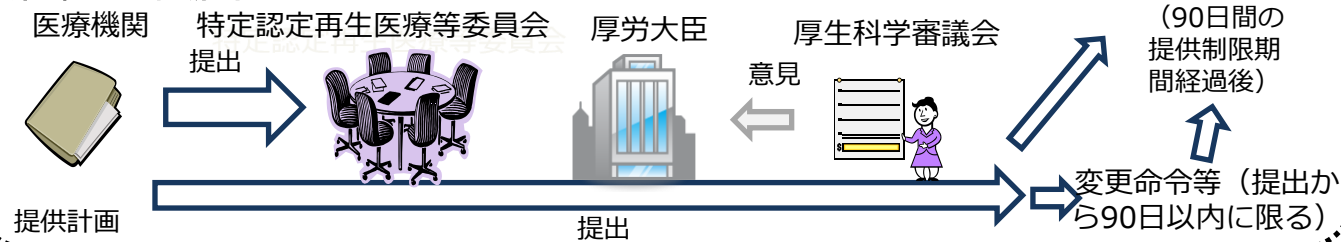
法律の施行前から再生医療等を提供している医療機関のみなさまへ

法律の施行前から再生医療等を提供している医療機関についても、上記の手続きを踏まえた上で、**平成27年11月24日（火）**までに、「再生医療等提供計画」を地方厚生局に提出する必要があります。

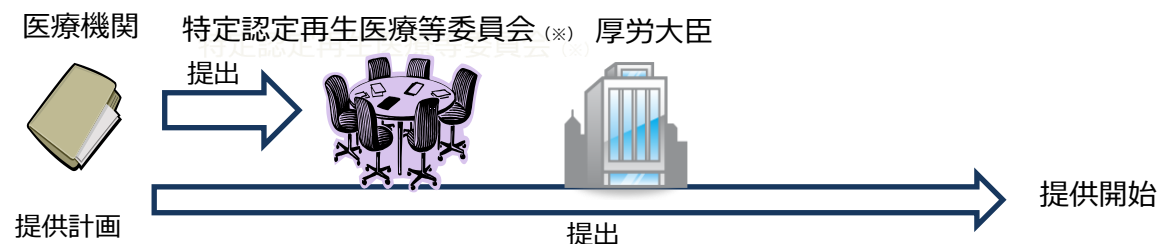
上記の手続きを経ずに再生医療等を提供している場合は、法律違反となります。

【再生医療等のリスクに応じた手続き】

第1種再生医療等(例:iPS細胞を用いた医療)



第2種再生医療等(例:体性幹細胞を用いた医療)、第3種再生医療等(例:体細胞を用いた医療)



※第3種の場合は認定再生医療等委員会

【問い合わせ先】

- 北海道厚生局健康福祉部医事課 (再生医療担当)
電話：011-709-2311 (内線3945)
FAX：011-709-2709
- 東北厚生局健康福祉部医事課 (再生医療担当)
電話：022-726-9263
FAX：022-380-6022
- 関東信越厚生局健康福祉部医事課 (再生医療担当)
電話：048-740-0758
FAX：048-601-1331
- 東海北陸厚生局健康福祉部医事課 (再生医療担当)
電話：052-971-8836
FAX：052-971-8876
- 近畿厚生局健康福祉部医事課 (再生医療担当)
電話：06-6942-2492
FAX：06-6942-5089
- 中国四国厚生局健康福祉部医事課 (再生医療担当)
電話：082-223-8204
FAX：082-223-7889
- 九州厚生局健康福祉部医事課 (再生医療担当)
電話：092-472-2366
FAX：092-472-2308

・「再生医療等提供計画」の作成や添付資料のチェックができます。

提出様式作成支援サイトはこちら

<http://saiseiiryō.mhlw.go.jp/>

